物価高対応子育て応援手当について

令和7年11月21日に閣議決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策」をふまえ、0歳から高校生年代までのこどもたちに1人当たり2万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給します。

支給対象者

次の1から3のいずれかに当てはまる、御代田町に住民票がある児童手当の受給者等に支給します。

1　令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分）の児童手当を受給した者

2　令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の父母等（児童手当を受給した（する）者）

3　1の受給者の配偶者であって、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった者（1の受給者から本手当に該当する額の金銭等を受け取っていた場合を除きます）

支給対象児童

1　令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童の場合は令和7年10月分）の児童手当の支給対象児童

2　令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に出生した児童

給付額

対象児童1人あたり2万円

※給付は1回限りです。

手続きの方法

・支給対象者1の方
・支給対象者2の方のうち、令和7年12月26日までに児童手当の手続きを終えている方

プッシュ型での支給となります。受給の拒否等がない限り、申請は不要です。

・支給対象者2の方のうち、令和8年1月以降に児童手当の手続きをされる方
・支給対象者3の方

申請が必要です。町民課こども係までご相談ください。

申請窓口・問い合わせ先
町民課こども係　(32)3114

行政相談のお知らせ

行政相談は、行政に関する苦情、意見・要望を受け付け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に活かしています。

総務省では、行政相談制度について、広く国民に理解され、利用していただけるよう、総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が相談に応じています。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

次のように相談所を開設しますのでご利用ください。

相談日時
2月20日（金）
午前9時から11時まで

場所
御代田町役場

問い合わせ先
総務課行政係
(32)3111（内線133）

第26期御代田町農業委員会委員を募集します

令和8年7月19日をもって第25期農業委員会委員の任期が満了することから、第26期農業委員会委員を募集します。

募集人数

農業委員　14名
農地利用最適化推進委員　5名

報酬

町の条例に基づき報酬および費用弁償を支払います。

任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間

主な職務

・毎月1回の定例会に出席し、農地の権利移動の許可、農地利用集積計画の決定、農地転用許可に係る現地調査および審議
・農地利用の最適化推進に係る指針の策定
・遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地集積活動
・農地利用の最適化に向けた、地域における協議会への出席

募集期間

2月1日（日）～2月28日（土）

申込方法

農業委員会事務局窓口（産業経済課農政係内）または町ホームページから様式を取得し、必要事項を記入の上、期間内に提出してください。

提出先・問い合わせ先
農業委員会事務局
産業経済課農政係内
(32)3113

2月10日(火)児童手当支給日入金のご確認を

令和7年12月分と令和8年1月分の児童手当を2月10日（火）に指定口座へ振り込みます。受給者の皆さまは入金をご確認ください。

支給額（1人当たり月額）

《3歳未満》
第1、2子　15,000円
第3子以降　30,000円

《3歳～高校生年代》
第1、2子　10,000円
第3子以降　30,000円

※お子さまの出生など、世帯員に異動があった場合には、児童手当の手続きが必要です。

問い合わせ先
町民課こども係
(32)3114

町民の皆さまからのご意見を募集しています！

第5回 広聴募集テーマ 「文化・芸術の振興」について

募集期間：1月25日（日）～2月28日（土）まで

2月号では、文化・芸術の振興についてご意見を募集します。音楽や絵、伝統行事などさまざまな文化・芸術がありますが、これらをより身近に感じるために、町のイベントに関することや皆さまが町で見たいもの、町に来てほしい人などを、ぜひご意見としてお気軽にお寄せください！

【参考】文化・芸術の振興に関する事業

きなんしまつり	町内で活躍するグループや個人が日ごろの成果を発表する場です。 絵画、生け花、書道などの作品を展示する総合文化展と歌、踊り、楽器演奏などを発表する芸能発表会を開催します。
浅間国際 フォトフェスティバル	国内外の優れた写真家たちの作品の展示や写真の楽しさを提案するイベントを開催し、写真文化と地域の魅力を発信します。

広聴とは　町民の皆さまから町政に関するご意見やご提案等をいただき、町政運営やまちづくりに反映させていく事業です。

〈回答方法〉

下記いずれかの方法でご意見をお寄せください。

①二次元コード、または下記URLを検索してLoGoフォームにて回答してください。
https://logoform.jp/f/OogUV

②広報発行日に合わせて、町の公式LINEで意見募集を配信しますので、「回答ボタン」から回答してください。

③意見等記入用紙を直接政策推進課の窓口にお持ちいただくか、もしくは郵送にてご提出ください。様式は町のホームページにあります。

LoGoフォーム

町ホームページ

注意事項　口頭および電話での受付はしていません。また、誹謗中傷や差別的な内容を含むもの、企業などによる営業、営利活動に関するものなども受付できませんのでご注意ください。
お寄せいただいたご意見は募集期間終了後、町のホームページ等で公開させていただきます。

今後の予定

町長と語ろう！
― 地域の未来を考える「みんなの会議」 ―

地域の未来を考える「みんなの会議」とは…

あらかじめ設定したテーマに対して現状や課題を共有しながら、町や地域の将来像について町民の皆さまと町長、町職員が一緒に話し合う場です。

地域の未来を考える「みんなの会議」第1回は伍賀地区で開催！

テーマ「日々の暮らしから考える伍賀地区の未来☆」

伍賀地区の皆さまには、事前アンケートを配布しています。アンケートの内容を参考に「みんなの会議」を開催しますので、回答にご協力をお願いします！

問い合わせ先　政策推進課（32）3111